

構造計算適合性判定申請における「図書等の構成等」について

構造計算適合性判定の申請にあたり、設計図書の構成等について、以下にご留意いただきますよう、よろしくお願い致します。

構造計算適合性判定申請の図書等と建築確認申請の図書等との記載内容が整合していない場合、適合判定通知書は無効となる場合がありますので、申請書及び申請図書等の提出時には、両方の図書の内容が整合していることを、十分に確認してください。

●図面等の構成について

- 1) 正・副 2 部ご提出ください。なお、正本には、設計者の記名・押印が必要です。副本は正本の複写でも支障ありません。
- 2) 内容が判読できれば、A3 判でも結構です。なお、A3 判以上の図面を構造計算書と一緒に綴じる場合は、必ず折り込みしてください。
- 3) 図面には、必ず図面番号を付番してください。

●構造計算書等の構成について

- 1) 正・副 2 部ご提出ください。なお、正本には、設計者の記名・押印が必要です。副本は正本の複写でも支障ありません。
- 2) A4 判としてください（チューブファイル、紐綴じ等）。
- 3) 複数棟の場合、構造計算書は、棟毎に作成してください。ただし、複数棟の共通資料（大臣認定書の写し等）については、別ファイル 1 部にまとめていただくか、代表的な棟の構造計算書に添付することで結構です。
- 4) 構造計算書の表紙及び背表紙には、「件名・棟名（複数棟の場合）・構造計算書の種類・冊数（複数冊となる場合は、各冊に「該当冊数／総冊数」を記載）・申請者・設計者」を記載してください。

●構造計算書の記載方法等について

- 1) 構造計算書には、「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」及び「使用プログラムの概要」を記載してください。
※「構造上の特徴」及び「構造計算方針」の記載内容は、『建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物用」／(社)新・建築士制度普及協会／平成 22 年 3 月』の記載事例（P37～P43）をご参照ください。

- 2) 構造計算書は、目次を作成し、全ての頁に、目次に対応した「頁番号」を付番してください。
- 3) 一貫構造計算プログラムの出力について、以下の点にご留意ください。
 - ・出力は、文字及び数字が読み取れる出力としてください。
 - ・エラーメッセージ、ワーニングメッセージがある場合、メッセージに対する処置を必ず記載してください。
 - ・一貫構造計算プログラムの出力が複数ある場合（設計条件を変えた場合等）、それぞれの目的を明記してください。

●事前審査を実施した場合の図書等の構成について

- 1) 事前審査を実施した場合は、事前審査における質疑回答書を「構造計算書」に添付してください。
(質疑回答書は、当初の質疑に回答する形式でまとめてください。やり取りの途中経過は不要です。)